

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年3月 第2回訂正分)

株式会社 I A C E トラベル

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年3月27日に関東財務局長に
提出し、2025年3月28日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年2月28日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年3月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正
届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集960,000株の募集の条件及びブックビルディング方式に
よる売出し390,900株(引受人の買取引受による売出し214,700株・オーバーアロットメントによる売出し176,200株)の
売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年3月27日に決定し
たため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並
びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してありま
す。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、9,300株を、福利厚生を目的に、当社従業
員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。東海東京証券株式会社に対し要請し
た当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項
4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規
則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であ
ります。

2 【募集の方法】

2025年3月27日に決定された引受価額(920円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載
の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。))は、買取引受けを行い、当該引受価額と
異なる価額(発行価格1,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額
を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して
引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246
条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投
資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価
格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「437,184,000」を「441,600,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「437,184,000」を「441,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「920」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3. 」を「460」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4. 」を「1株につき1,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(980円～1,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は920円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,000円)と会社法上の払込金額(833円)及び2025年3月27日に決定された引受価額(920円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は460円(増加する資本準備金の額の総額441,600,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき920円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、必要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2025年4月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき920円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき80円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と2025年3月27日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「874,368,000」を「883,200,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「863,368,000」を「872,200,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、旅行業界の中でもBusiness Travel Management（以下、BTM）市場において法人顧客を主なターゲットとし、国内外の出張に伴う航空券や宿泊施設の手配、出入国に関する情報提供、査証取得の代行、経費精算の支援、危機管理サービス、出張データの提供など、業務出張に必要な包括的なマネジメントサービス「BTMサービス」を提供しています。また、BTMサービスの効率的な提供のため、クラウド出張手配システム「Smart BTM」を運営しています。

上記の手取概算額872,200千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限162,104千円と合わせた手取概算額合計上限1,034,304千円を、設備資金として①システム開発費、運転資金として②広告宣伝費及び③人件費として充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①システム開発費

当社のクラウド出張手配システム「Smart BTM」のプロダクト価値向上のため、交通手段などの予約商材拡充やUI/UXの改善、生産性向上のためのバックオフィス業務の自動化やナレッジのデータベース化による自動応答の実現、システムの安定稼働に向けたインフラ基盤の強化に開発資金及び設備資金として588,504千円（2026年3月期230,000千円、2027年3月期210,000千円、2028年3月期148,504千円）を充当する予定であります。

②広告宣伝費

当社のクラウド出張手配システム「Smart BTM」の認知度の向上及び販売機会の拡大を目的とした広告宣伝活動に係る費用として242,250千円（2026年3月期31,550千円、2027年3月期95,850千円、2028年3月期114,850千円）を充当する予定であります。

③人件費

今後のBTMサービス拡大のために必要なセールス部門の人員を18名採用（2026年3月期5名、2027年3月期8名、2028年3月期5名）する予定であり、その人件費として203,550千円（2026年3月期27,250千円、2027年3月期72,800千円、2028年3月期103,500千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年3月27日に決定された引受価額にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「212,553,000」を「214,700,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「212,553,000」を「214,700,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2. 」を「1,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「920」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「1株につき1,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3. 」を「(注) 3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である東海東京証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2025年3月27日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「174,438,000」を「176,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「174,438,000」を「176,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1 株につき1,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年3月27日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である西澤重治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式176,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式176,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき833円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 81,052,000円(1株につき金460円) 増加する資本準備金の額 81,052,000円(1株につき金460円)
(4)	払込期日	2025年5月9日(金)

(注) 割当価格は、2025年3月27日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(920円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(2025年10月3日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、9,300株を上限として、2025年3月27日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 9,300株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2025年3月27日に決定された「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格(1,000円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年2月28日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。